

## ワークショップ研修についてのQ&A

＜研修実施に關すること＞

Q：助成を受けるための研修の要件はありますか。

A：実施要領に記載の要件をよく読んでください。また、当該研修について、他の助成金等を受けている場合は対象になりません。

Q：申込書提出時には3園の参加予定であったが、当日参加できず、実際の参加者は3園を下回った場合、補助の対象とならないのでしょうか。

A：やむを得ない理由がある場合は、3園を下回ることになっても補助の対象とします。

Q：例えば、特別な支援をする子どもへの関わり方など、不適切保育と直接的に関係のないテーマでも大丈夫ですか。

A：特別な支援をする子どもの関わり方を見直すことで、保育や幼児教育の質が向上し、結果的に不適切保育の未然防止につながることが期待されます。保育等の質の向上に関わるものであれば、幅広にテーマを設定して構いません。

Q：同一法人内の複数の園をグループにすることはできますか。

A：様々な観点からの話し合いを深めること、日頃から連携をとりにくい園同士が関わりを持つことなどを促す効果も期待していることから、応募数が多い場合には、同一法人のみでのグループ構成は認めない場合があります。

Q：研修会は誰が進めるのですか。

A：研修の進め方は任意とします。ファシリテーターが仕切る、グループ内の特定の園が中心となって司会を進めるなど、効果的に実施してください。

Q：研修会で助言をするファシリテーターはどのような人を選んだらよいですか。

A：基本的に、ファシリテーターは各自で自由に選出いただいて構いませんが、大学講師、有識者（県や幼児教育センター実施の研修講師等）、臨床心理士（ハートフルカウンセラー派遣事業）、幼児教育センターアドバイザーなどの肩書きのある方が候補となりえます。これらの方に依頼したい場合は、県で問い合わせ先等を紹介することも可能です。

Q：研修会には、保育者が何人くらい参加できればよいですか。

A：園（所）からの参加人数に制限は設けませんが、日常の保育がありますので、参加可能な方での実施で構いません。また、参加人数によって、研修のやり方も適宜工夫いただいて構いません。なお、研修会に参加できない方にも、研修の結果を共有する機会を設けていただくと効果的です。

Q：1度実施済みでも、別の園とグループになり、再度ワークショップ研修を希望することはできますか。

A：構いませんが、希望する施設が予定数を超える場合は、認めない場合があります。また、同じグループ構成での再度の実施についても認めない場合があります。

Q：幼児教育センターの訪問研修との違いは何ですか。訪問研修を申し込んでいても、ワークショップ研修を希望できますか。

A：訪問研修は、各施設への個別訪問による研修となります。両者それぞれの利点がありますし、実施主体も別となりますので、両者の研修を申し込むことが可能です。

**<手続きに関すること>**

**Q：公立の施設の窓口はどこになりますか。**

A：全ての窓口が事務局である保育士会になります。（市町村窓口を経由する必要はありません。）

**Q：実施申込書はいつまでに提出すればよいですか。**

A：研修開始の1ヶ月前までに事務局に提出してください。その際、グループ内の特定の園が中心となり手続きを進めるなど、効果的に実施してください。令和5年度は、6月1日から受付を開始します。受付後、2週間程度で決定通知を送付する予定です。

**Q：研修終了後の手続きはどうすればいいか。**

A：研修実施後2週間以内に、事務局に、実施報告書と助成金請求書を併せて提出します。

**Q：助成金は誰に支払われますか。**

A：①研修に要した経費を実施園が立替え、助成金をまとめて実施園が受け取る、②講師等への謝金・会議室使用料など研修に要した経費について事務局から振り込む、という2種類の方法が可能です。いずれの場合も、振込先を明記してください。ただし、②の場合は、事務局からの振込完了までに時間を要しますので、予めご了承ください。

**Q：様式に記載されている添付書類は必ず必要ですか。**

A：研修経費を証明するための領収書等の書類は必ず必要です。チラシ、写真等の研修内容を証明するものは、実施報告書の内容を補完するものとして、必要に応じて添付してください。

**Q：申込書の提出前に購入した物品等を研修に使用した場合も、補助対象経費に含めてよいでしょうか？**

A：対象になりません。計画提出後に支出している必要があります。なお、実績報告時に支出日の確認できる領収書などの提出が必要となります。また、補助金は公金であるため、支出済の経費であっても、内容が適切でないものについては、補助対象外となり、返還していただくことになります。

**Q：申請書類は、電子メールでの提出も可能ですか。**

A：計画書及び実施報告書については、電子メールでの提出が可能です。その場合、領収書等についても、添付ファイルなどで提出してください。

**<その他>**

**Q：県の「不適切保育等防止推進事業」では、ワークショップ研修のほかに、全体研修を実施する予定ですが、全体研修は必ず受講する必要がありますか。**

A：全体研修の受講は、ワークショップ研修実施の要件にはしませんが、オンデマンド配信等も予定していますので、各自の資質向上のため、できる限り受講をお願いします。

**Q：ワークショップ研修をオンラインで開催する場合も対象になりますか。**

A：オンラインで開催される事業も対象となり、またオンライン実施に当たって必要となる経費についても、補助対象とできます。なお、具体的な内容について疑義がある場合は、あらかじめご相談ください。